

四日市市空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年9月24日

四日市市長 田中俊行

#### 四日市市規則第39号

##### 四日市市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年四日市市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査証)

第2条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査証(第1号様式)とする。

(勧告)

第3条 条例第11条に規定する勧告は、勧告書(第2号様式)により行うものとする。

(公表及び標識の設置)

第4条 条例第12条第1項及び第16条第2項に規定する公表は、四日市市公告式規則(昭和42年四日市市規則第13号)第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示して行うほか、必要に応じて市のホームページへの掲載その他適切な手段により行うものとする。

2 条例第12条第1項に規定する公表又は標識の設置を行うときは、その期日の30日前までに、空き家等の適正管理に関する公表等通知書(第3号様式)により所有者等に通知するものとする。

3 条例第12条第2項に規定する意見を述べる機会は、口頭であることを市長が認めた場合を除き、前項の期日の10日前までに、公表及び標識の設置に関する意見書(第4号様式)を市長に提出する方法により与えるものとする。

4 条例第12条第1項に規定する標識は、四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づく標識(第5号様式)とする。

5 条例第16条第2項に規定する標識は、四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づく標識(第6号様式)とする。

(命令)

第5条 条例第13条第1項に規定する命令は、措置命令書(第7号様式)により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する意見を述べる機会は、口頭であることを市長が認めた場合を除き、措置命令に関する意見書(第8号様式)を市長に提出する方法により与えるものとする。

(緊急安全措置の手續)

第6条 市長が、条例第14条第1項に規定する危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとるときは、空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第14条第2項に規定する空き家等の所有者等の同意が得られたときは、空き家等の所有者等と同意書兼協定書を締結するものとする。

3 条例第14条第2項ただし書及び第3項ただし書に規定する市長が別に定める軽易な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) カラーコーンの設置
- (2) ブルーシートでの養生
- (3) 開口部の閉鎖
- (4) その他市長が必要と認める軽易な行為

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（表）

年	月	日	交付第	号（使用期間1箇年）
職名		氏名		生年月日

立入調査証

上記の者は、四日市市空き家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定に基づく立入調査をする職員であることを証する。

四日市市長

印

（写真）

（裏）

この立入調査証を携帯する者は、四日市市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年四日市市条例第14号）第9条第1項の規定に基づき、空き家等に係る立入調査をすることができる。

四日市市空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号  
年 月 日

勸 告 書

様

四日市市長

印

あなたが所有者等となっている下記の空き家等について、四日市市空き家等の適正管理に関する条例第11条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとることを勧告します。

記

1 空き家等の所在

2 空き家等の状態

3 勧告する措置

4 措置の完了期限

年 月 日

様

四日市市長

空き家等の適正管理に関する公表等通知書

あなたが所有者等となっている下記の空き家等について、四日市市空き家等の適正管理に関する条例第11条の規定により 年 月 日付け 第 号で必要な措置をとるよう勧告しましたが、不履行のため同条例第12条の規定により下記のとおり公表等をすることを通知します。

なお、履行期限までに改善措置をとることができなかつたやむを得ない理由等がある場合は、公表等期日の10日前までに意見書を提出してください。

記

所有者等	住 所（主たる事業所の所在地） 氏 名（名称及び代表者氏名）
空き家等の所在	四日市市
勧告の内容及び不履行の事実	
公表等期日	年 月 日
公表等の方法	公表 標識の設置
標識の設置の予定期間	年 月 日から当該空き家等の管理不全な状態が解決するまでの期間

年 月 日

公表及び標識の設置に関する意見書

四日市市長 あて

住所  
氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

四日市市空き家等の適正管理に関する条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

空き家等の所在	
意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。

四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づく標識

四日市市空き家等の適正管理に関する条例第11条に基づき、必要な措置をとるよう勧告したが、いまだ当該勧告に係る措置がとられていないことから、同条例第12条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を公表するため、この標識を設置するものである。

年 月 日

四日市市長

- (1) 空き家等の所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 空き家等の所在
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第6号様式（第4条関係）

四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づく標識

四日市市空き家等の適正管理に関する条例第16条第2項に基づき、次に掲げる事項を公表するため、この標識を設置するものである。

年 月 日

四日市市長

- (1) 空き家等の所在
- (2) 空き家等の状態
- (3) その他市長が必要と認める事項



第 号  
年 月 日

措置命令書

様

四日市市長

印

四日市市空き家等の適正管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、下記の著しく管理不全な状態にある空き家等に対し、下記の措置をとることを命ずる。

記

1 空き家等の所在及び概要

2 命ずる措置

3 措置の完了期限

年 月 日

4 事由

5 連絡先

（教示）

年 月 日

措置命令に関する意見書

四日市市長 あて

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

四日市市空き家等の適正管理に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

空き家等の所在	
意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。